

平成31年度の軽自動車税について

平成26年度及び平成27年度の税制改正により、平成28年度の軽自動車税から税額が変更されました。

排出ガス性能と燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車について、平成28年度から実施のグリーン化特例(軽課)が、平成30年度より基準を変更の上、2年間延長されています。軽減は、初めて車両登録された年度の翌年度限りです。

また、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車については、平成28年度以後の軽自動車税が引き上げられています。

原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車の税率について

車種区分		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー 50cc以下	2,500円	3,700円
軽自動車	二輪 125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

三輪の軽自動車、四輪の軽自動車の税率について

車種区分				最初の新規検査が H27年3月31日まで の車両	最初の新規検査が H27年4月1日以降 の車両 ※1	最初の新規検査から 13年を経過した車両 H28年度から適用 ※2
軽自動車	三輪 660cc以下			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪 660cc以下	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※1 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両については、平成31年度の軽自動車税に対してグリーン化特例が適用され税率が軽減されます。(下表1)

下表1

対象車				内容
電気自動車 天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOX10%低減) 注1				概ね75%軽減
ガソリン車 ハイブリッド車 注2	乗用	平成32年度燃費基準+30%達成		概ね50%軽減
		平成32年度燃費基準+10%達成		概ね25%軽減
	貨物	平成27年度燃費基準+35%達成		概ね50%軽減
		平成27年度燃費基準+15%達成		概ね25%軽減

車種区分				本則	電気自動車等 概ね75%軽減	燃費基準 A 概ね50%軽減	燃費基準 B 概ね25%軽減
軽自動車	三輪 660cc以下			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
	四輪 660cc以下	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

燃費基準 A 乗用 平成32年度燃費基準+30%達成 貨物 平成27年度燃費基準+35%達成

燃費基準 B 乗用 平成32年度燃費基準+10%達成 貨物 平成27年度燃費基準+15%達成

注1 ポスト新長期規制は、ディーゼル車等において平成21年以降に適用される排出ガス規制。

注2 ガソリン車、ハイブリッド車については、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。

※2 環境負荷の大きい車両として、税額が上がります。(平成28年度より適用、下表2)

ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンハイブリッド軽自動車並びに被けん引自動車は対象から除きます。

下表2

最初の新規検査年月 注3	重課税率適用年度
平成14年12月まで 注4	平成28年度以降に適用
平成15年から平成16年3月まで	平成29年度以降に適用
平成16年4月から平成17年3月まで	平成30年度以降に適用
平成17年4月から平成18年3月まで	平成31年度以降に適用
平成18年4月から平成19年3月まで	平成32年度以降に適用

注3 最初の新規検査年月とは、自動車検査証に記載されている「初度検査年月」のことです。

注4 初度検査年月は、平成15年10月14日以前に登録された車両については「平成15年」のように年単位で表示されていますが、この場合は、「平成15年12月」と読み替えます。